

## 佐賀県不妊治療支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、佐賀県とする。

### (対象となる治療)

第3条 この事業の対象となる治療は、第5条に規定する夫婦間で行う健康保険が適用されない特定不妊治療で、別表1のAからFまでのいずれかに該当するものとし、G及びHは助成の対象としない。

ただし、次に掲げる治療法は助成の対象から除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

### (医療機関の指定等)

第4条 知事は、前条の規定による不妊治療を実施する医療機関について、次の各号のいずれの要件も満たす医療機関の中から適当と認められるもの（以下「指定医療機関」という。）を指定する。なお、要件を満たしていることに疑義がある場合は、有識者から意見を求めることができる。

- ( 1 ) 公益社団法人日本産科婦人科学会の定める「学会見解に基づく諸登録施設」に登録されている医療機関（以下「学会登録施設」という。）
  - ( 2 ) 別表 2 の「不妊治療の実施医療機関における設備・人員等の指定要件」を満たしている医療機関。
- 2 前項の指定については、治療内容を次の各号に区分し指定する。また、3年ごとにその更新を受けなければ、期間の経過によって効力を失う。
    - ( 1 ) 体外受精
    - ( 2 ) 顕微授精
  - 3 指定医療機関の新規指定又は更新を受けようとするもの（以下「指定申請者」という。）は、不妊治療実施医療機関指定申請書（新規・更新）（様式 1 号）（以下「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、更新の指定申請書提出は、指定期間満了の日の 2 か月前から指定期間満了の日までとする。
  - 4 知事は、前項により指定申請書が提出されたときは、その内容を審査後、速やかに現地調査を実施し、不妊治療実施医療機関指定通知書（様式 2 号）又は不妊治療実施医療機関指定不承認通知書（様式 3 号）により、指定申請者にその適否を通知する。ただし、指定申請者を所管する、他の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関については、指定医療機関とみなす。
  - 5 指定医療機関の新規指定における指定期間は、原則として指定日からその 3 年後の応当日の属する月の末日までとする。この場合の指定日は、指定申請書の受理日を原則とするが、助成申請者がいる場合は、当該治療の開始日又は第 1 項第 1 号の学会登録施設に登録された日のいずれか近い日まで遡ることができる。
  - 6 指定医療機関の更新における指定期間は、原則として従前の指定期間満了の日の翌日から起算して 3 年間とする。
  - 7 知事は、指定医療機関に対し、必要な調査又は報告を求めることができる。
  - 8 知事は、不妊治療を実施する医療機関として著しく不相当であると認められる指定医療機関については、その指定を取り消すことができる。なお、指定を取り消すことに疑義がある場合は、有識者から意見を求めることができる。
  - 9 指定医療機関は、治療内容又は実施責任者について変更が生じた場合、指定医療機関変更申請書（様式 4 号）を知事に提出しなければならない。

- 10 知事は、前項により申請書が提出されたときは、内容を審査し、指定医療機関変更承認通知書（様式5号）又は、指定医療機関変更不承認通知書（様式6号）により、指定医療機関にその適否を通知する。
- 11 指定医療機関は、第9項の変更内容を除く、所在地、名称、代表者氏名等について変更が生じた場合、速やかに指定医療機関変更届（様式7号）を知事に提出しなければならない。
- 12 指定医療機関は、不妊治療を休止、再開又は廃止する場合、速やかに指定医療機関休止（再開・廃止）届（様式8号）を知事に提出しなければならない。
- 13 知事は、指定医療機関名簿（様式9号）を備え、不妊治療実施医療機関の指定を管理するものとする。

（助成対象者）

第5条 この事業の助成対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の規定による外国人住民を含む。以下同じ。）で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ない夫婦と医師に診断されていること。
  - （2）1回の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする。
  - （3）夫又は妻のいずれか一方又は両方が、佐賀県内に居住していること。
  - （4）夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間に、第7条の規定により申請を行った場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。
- 2 前項第4号の所得の範囲及び額の計算方法は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用し、別表3のとおり行う。

（助成額及び助成条件）

第6条 この事業の助成の区分、回数及び助成額は、別表4のとおりとする。ただし、1回の治療（別表1の各治療について、助成対象となる治療の開始から終了までをいう。以下同じ。）につき、指定医療機関及び当該指定医療機関の医師の指示に基づき第3条に掲げた治療の一部を行った医療機関（以下「指定医療機関等」という。）に支払った助成対象治療費（精子、卵子、受精胚の管理料（保存料）

入院費、食事代及び証明書などの文書料は除く。以下同じ。)の額(既に県内市町の事業により助成を受けている場合は、その助成額を差し引いた額)が別表4の区分に応じた助成額を下回る場合は、当該治療費の額とする。

- 2 助成金は、助成対象治療費のうち、原則として治療が終了した日の属する年度(以下「治療終了年度」という。)内に第7条の規定による助成の申請が行われ、かつ第8条第3項の規定により助成が適当であると承認されたものについて交付する。
- 3 2月から3月までに終了した治療は、前項の規定にかかわらず、第7条の規定による助成の申請を治療終了年度の翌年度5月末日まで行うことができる。

#### (助成の申請)

第7条 助成を受けようとする夫婦(以下「助成申請者」という。)は、佐賀県不妊治療支援事業申請書(様式10号)(以下「助成申請書」という。)に、指定医療機関が発行する佐賀県不妊治療支援事業に係る受診等証明書(様式11号)(以下、「証明書」という。)当該証明書に係る指定医療機関等が発行する領収証及び別表5に掲げる書類を添えて、知事に申請を行う。

- 2 前項の申請は、原則として、申請に係る特定不妊治療の治療期間の早い順とし、既に申請したものに係る治療期間より早い時期に行った治療に係る申請はできない。ただし、やむを得ない理由で、かつ、不当に助成金の額の増額を意図するものでないものについてはその限りではない。

#### (助成の決定)

第8条 前条の申請書の提出先は、保健福祉事務所とする。

- 2 助成申請書を受理した保健福祉事務所長は、速やかにその内容を審査し、助成の可否及び助成金額について決定する。
- 3 保健福祉事務所長は、助成が適当であると認めるときは、助成申請者に対し佐賀県不妊治療支援事業助成承認決定通知書(様式12号)により通知する。
- 4 保健福祉事務所長は、助成が不適當であると認めるときは、助成申請者に対し佐賀県不妊治療支援事業助成不承認決定通知書(様式13号)により通知する。

(助成金の交付)

第9条 保健福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を行った際は、助成申請者に対し、佐賀県不妊治療支援事業請求書(様式10号)(以下「請求書」という。)を提出させ、速やかに助成金を支払う。

2 助成申請者が請求書の提出について、前条第2項の規定による決定の前に提出を希望した場合は、前項の規定にかかわらず、これを認める。

(助成金の返還)

第10条 知事は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(こども家庭課への連絡)

第11条 保健福祉事務所長は、第9条の規定による助成金の交付を行ったときは、その旨をこども家庭課長に連絡する。

(広報活動等)

第12条 知事及び保健福祉事務所長は、事業の実施にあたり、医師会、市町その他関係機関等への周知を図るとともに十分な連携に努め、本事業の実施について積極的な協力を求めるとともに、助成対象者への制度の周知に努めるものとする。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うものとする。

さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うものとする。

( 秘密の保持 )

第 13 条 本事業に関わるすべてのものは、助成対象者等の複雑な心情を理解し、安心して治療や相談ができるような環境を整備し、秘密の保持に十分配慮する。

( 補則 )

第 14 条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

- 2 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳を備え付け助成の状況を把握するものとする。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合には、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うものとする。
- 3 本事業の助成金は、その財源の一部に母子保健衛生費国庫補助金が含まれていることから、事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）及び平成 26 年 5 月 30 日付厚生労働省発雇児 0530 第 3 号厚生労働事務次官通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の規定に留意すること。
- 4 本事業の助成金は、その財源の一部に母子保健衛生費国庫補助金が含まれていることから、他の自治体が国の補助を受けて実施する特定不妊治療助成事業等により既に助成を受けている夫婦は、第 6 条第 1 項の規定による「助成金」、「助成回数」及び「助成期間」について、他の自治体での助成実績を合算して取り扱う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 9 月から平成 18 年 3 月までに「佐賀県不妊治療支援事業実施要領」による助成金の申請をした夫婦は、第 6 条の規定による「助成期間」について、その助成交付実績を合算して取り扱う。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 9 月から平成 18 年 3 月までに「佐賀県不妊治療支援事業実施要領」による助成金の申請をした夫婦は、第 6 条の規定による「助成期間」について、その助成交付実績を合算して取り扱う。
- 3 平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までに助成金の申請をした夫婦は、第 6 条の規定による「助成期間」について、その助成交付実績を合算して取り扱う。
- 4 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止された別表 3 の G 及び H に該当する治療については、平成 19 年の第 5 条第 4 項の規定による助成金の申請に限り、これを助成対象とする。
- 5 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する夫及び妻の所得の合計額については、平成 19 年の第 5 条第 4 項の規定による助成金の申請に限り、650 万円未満とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 2 月 5 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日までに第 7 条第 1 項の申請があったもの又は平成 20 年 5 月 31 日までに第 5 条第 3 項の規定により第 7 条第 1 項の申請があったものについては、第 12 条第 1 項の規定に係わらず、平成 19 年 3 月末日現在における学会登録施設はすべて指定医療機関とする。
- 3 平成 19 年 3 月末日現在における学会登録施設から平成 20 年 3 月 31 日までに第 12 条第 3 項の申請があったものについては、第 12 条第 5 項の規定に係わらず、平成 20 年 4 月 1 日を指定日とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の助成額 15 万円については、平成 21 年 4 月 1 日以降に助成申請を行った者から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日までに治療が終了し、かつ平成 24 年度に助成の決定をした助成金は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず前年度に助成の決定をしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。
- 2 別表 4 注 1 のただし書き及び注 3 については、平成 28 年 1 月 20 日以降に助成申請をした者から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



## 佐賀県不妊治療支援（はじめまして赤ちゃん応援）助成実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、少子化対策推進事業の一環として、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、県内に住所を有し、不妊治療のうち、人工授精等を受けている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、もって、不妊の悩みに対する支援の一助とする。

### （実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、佐賀県とする。

### （対象となる治療など）

第3条 この事業の対象となる治療は、第4条に規定する夫婦間で行う健康保険が適用されない「人工授精」及び体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）における「余剰胚の凍結保存」とする。（別表1）ただし、次に掲げる治療法は助成の対象から除く。

- （1）夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- （2）代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- （3）借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

### （助成対象者）

第4条 この事業の助成対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の規定による外国人住民を含む。以下同じ。）で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- ( 1 ) 医療機関において人工授精又は特定不妊治療を受けていること。
  - ( 2 ) 1 回の人工授精及び余剰胚を凍結保存した特定不妊の治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦とする。
  - ( 3 ) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、佐賀県内に居住していること。
  - ( 4 ) 夫及び妻の前年の所得（ 1 月から 5 月までの間に、第 6 条の規定により申請を行った場合は、前々年の所得）の合計額が 730 万円未満であること。
- 2 前項第 4 号の所得の範囲及び額の計算方法は、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 2 条及び第 3 条の規定を準用し、別表 2 のとおり行う。

（助成額及び助成条件）

- 第 5 条 人工授精にかかる助成額は、1 回の治療につき、医療機関に支払った助成対象治療費（入院費、食事代及び証明書などの文書料は除く。以下同じ。）の額（既に県内市町の事業により人工授精に対する助成を受けている場合は、その助成金額を差し引いた額）と 3 万円とを比較して少ない方の額とし、初めて助成を受ける治療の初日から起算して 1 年以内に治療が終了したものに限り 3 回を限度に助成する。
- なお、1 回の治療とは、排卵に向けた準備から妊娠の確認までとする。
- 2 余剰胚の凍結保存にかかる助成額は、佐賀県不妊治療支援事業による助成を受ける夫婦が、当該事業における別表 1 の A 又は B の治療で、余剰胚を凍結保存し当該事業と同時に申請した場合に、医療機関に支払った助成対象治療費の額と 3 万円とを比較して少ない方の額とし、1 年度に 1 回限り助成する。
- 3 助成金は、助成対象治療費のうち、原則として治療が終了した日の属する年度（以下「治療終了年度」という。）内に第 6 条の規定による助成の申請が行われ、かつ第 7 条第 3 項の規定により助成が適当であると認められるものについて交付する。
- 4 2 月から 3 月までに終了した治療は、前項の規定にかかわらず、第 6 条の規定による助成の申請を治療終了年度の翌年度 5 月末日まで行うことができる。

（助成の申請）

- 第 6 条 助成を受けようとする夫婦（以下「助成申請者」という。）は、佐賀県不妊治

療支援(はじめまして赤ちゃん応援)助成申請書(様式1号)(以下「助成申請書」という。)に、医療機関が発行する佐賀県不妊治療支援(はじめまして赤ちゃん応援)助成に係る受診等証明書(様式2号)(以下、「証明書」という。)当該証明書に係る医療機関等が発行する領収証及び別表3に掲げる書類を添えて、知事に申請を行う。

#### (助成の決定)

第7条 前条の申請書の提出先は、保健福祉事務所とする。

- 2 助成申請書を受理した保健福祉事務所長は、速やかにその内容を審査し、助成の可否及び助成額について決定する。
- 3 保健福祉事務所長は、助成が適当であると認めるときは、助成申請者に対し佐賀県不妊治療支援(はじめまして赤ちゃん応援)助成承認決定通知書(様式3号)により通知する。
- 4 保健福祉事務所長は、助成が不相当であると認めるときは、助成申請者に対し佐賀県不妊治療支援(はじめまして赤ちゃん応援)助成不承認決定通知書(様式4号)により通知する。

#### (助成金の交付)

第8条 保健福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を行った際は、助成申請者に対し、佐賀県不妊治療支援(はじめまして赤ちゃん応援)助成請求書(様式1号)(以下「請求書」という。)を提出させ、速やかに助成金を支払う。

- 2 助成申請者が請求書の提出について、前条第2項の規定による決定の前に提出を希望した場合は、前項の規定にかかわらず、これを認める。

#### (助成金の返還)

第9条 知事は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

#### (こども家庭課への報告)

第 10 条 保健福祉事務所長は、第 8 条の規定による助成金の交付を行ったときは、その旨をこども家庭課長に報告する。

( 広報活動等 )

第 11 条 知事及び保健福祉事務所長は、事業の実施にあたり、医師会、市町その他関係機関等への周知を図るとともに十分な連携に努め、本事業の実施について積極的な協力を求めるとともに、助成対象者への制度の周知に努めるものとする。

また、不妊の要因は加齢による妊孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための普及啓発を図るなど、広く広報等を行うものとする。

( 秘密の保持 )

第 12 条 本事業に関わる全ての者は、助成対象者等の複雑な心情を理解し、安心して治療や相談ができるような環境を整備し、秘密の保持に十分配慮する。

( 補則 )

第 13 条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、人工授精にあってはこの要綱の施行の日以降に開始される人工授精の治療から、胚凍結保存にあってはこの要綱の施行の日以降に行われる余剰胚の凍結保存から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。